

賠償請求の再提訴費用補助

被害者支援 8府県導入

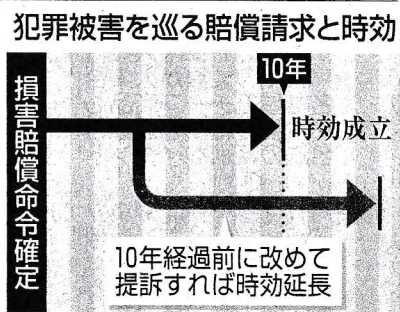
愛知・三重など

犯罪被害者が賠償を受けられず、時効のため泣き寝入りすることがないよう、加害者へ民事訴訟を改めて起こす費用を支援する制度について、今年4月に三重県が導入し、少なくとも計8府県と1市に広がっていることが共同通信のまとめで分かった。制度があっても実際に賠償支払いを受けるまでの道は険しく、犯罪被害者らは一層の支援拡充

が必要だと訴えている。犯罪に遭った被害者や遺族が賠償を求め、裁判などで損害賠償命令が確定しても、加害者に資産がないといった理由で大半が支払いを受けられていない。さらに賠償命令確定後、10年経過すると時効のため加害者への請求権が消滅してしまふ。これを防ぐには、もう一度提訴する必要がある。

三重県は今年4月、犯罪被害者等支援条例に基づいて、再提訴する際、裁判所への手数料と弁護士費用をそれぞれ最大33万円助成する仕組みをつくった。裁判所を通じた督促費用も補助する。

大阪府や岐阜、愛知、香川、愛媛、高知、福岡の各県が、これまでに同様の制度をつくり、最大32万〜33万円助成する。兵庫県明石市は、賠償請求が少なくないこと、利用が低調な背景には、賠償支払いが見込めず、そもそも被害後に一度も訴訟などを起こしたことがない被害者らが少なくないこと



犯罪被害の回復 犯罪によって死亡・けがをしたたり、財産的な損害を受けた場合、被害者は刑事裁判の裁判官が有罪判決の証拠を使って結論を出す制度や民事訴訟を通じて、加害者に損害賠償請求できる。これとは別に、国は被害者や遺族に一時金を支払う給付制度を設けている。今月15日、額を底上げする改正を施行した。

がある。再提訴して時効が延びても、賠償実現へのハードルは高い。殺人事件の被害者らでつくる「宙の会」特別参与の土田猛さん(76)は各地の再提訴支援に関し、被害者の思いに一定程度応えるもの

殺害後「高校生帰った」

旭川転落死 容疑者送信、隠蔽か

北海道留萌市の女子高生(17)が車に監禁され、約50キロ離れた旭川市内のつり橋から石狩川に転落させられた。転落について言及はな

北海道留萌市の女子高生(17)が車に監禁され、約50キロ離れた旭川市内のつり橋から石狩川に転落させられた。転落について言及はな



4人の顧問をもら

指導のあり方を模索する中で、1人の顧問による独裁を防ぐと、十数年前に複数顧問による集団指導を導入し



閉鎖を前に段ボールベッドが片付けられ避難所16日、石川県能登町の松波中

名古屋 美容外科